



2021年7月1日以降に
満期を迎えるお客さまへ

傷害保険等商品改定のご案内

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。

損保ジャパンでは、2021年7月1日以降保険始期契約より、THE カラダの保険(個人用傷害所得総合保険)の販売を開始します。現在ご加入の傷害総合保険・所得補償保険・賠償責任保険は販売を終了し、ご契約の満期に際して、THE カラダの保険(個人用傷害所得総合保険)への切替えをご案内いたします。商品内容および保険料が一部変更となりますので、本書面にてご確認くださいませようお願い申し上げます。

このご案内では、次の保険商品をご契約のお客さまが対象となります

傷害総合保険、所得補償保険、賠償責任保険(ゴルファー保険、車いす利用者総合補償保険)

現在のご契約

傷害総合保険

THE ケガの保険

THE ケガの保険
まも〜るプラン

こども・学校
関連特約^(※)セット
(※)熱中症危険補償特約、育英費用補償特約などをいいます。

役員傷害保険

所得補償保険

賠償責任保険

ゴルファー保険

車いす利用者
総合補償保険

更新後のご契約

THE カラダの保険(個人用傷害所得総合保険)

移行後のプラン	プランの概要	ご確認ください たいページ
傷害・所得プラン (ケガの補償のみ)	国内・国外を問わず日常生活におけるケガを補償するプランです。	2~4、11 ページ
まも〜るプラン	被保険者本人のケガの補償を基本としたシニア向けプランです。	2~3、5、11 ページ
こどもプラン	熱中症リスクや育英費用補償などの特約がセット可能な、学生・こどもに特化したプランです。	2~3、6、11 ページ
役員プラン (ケガの補償のみ)	傷害・所得プランと同様の設計に加え、より高額な保険金額を設定することが可能なプランです。	2~3、7、11 ページ
傷害・所得プラン (所得の補償のみ)	ケガや病気で働けなくなった場合に得られなくなる所得を補償するプランです。	2~3、8、11 ページ
ゴルファープラン	ゴルフ場敷地内における、ゴルフの練習、競技中などの事故に補償を限定したプランです。	2~3、9、11 ページ
車いす利用者 プラン	本人や補助者などの賠償責任も対象となる車いす利用中のリスクに特化したプランです。	2~3、10~11 ページ

次ページ以降で改定の詳細につきましてご案内いたします。

1. 現在のご契約からの主な改定内容(共通)

(1) 主な商品の改定

1 安心更新サポート特約(自動継続型)が原則自動セットされ、継続時のお手続きが不要となります。

一部のご契約を除き、安心更新サポート特約(自動継続型)が必ずセットされます。

安心更新サポート特約(自動継続型)とは

保険期間が満了する日(満期日)の属する月の前月19日までに、お客さまから更新しない旨のお申し出がないかぎり、満期日のご契約と同等の内容^(※)で毎年自動的に保険契約を更新します。

なお、保険契約継続証等は満期日の属する月の前月20日以降に順次送付しますが、契約内容を変更されたい場合(継続停止を含みます。)は、満期日までに取扱代理店までご連絡ください。

(※) 普通保険約款・特約の改定(新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。)、保険引受に関する制度(保険金額等)、保険料および払込方法などの改定があった場合は、改定された日以降に継続された保険契約からご契約内容・保険料が変更されます。

2 保険料が後払となり、お支払方法も拡充します。

保険料のお支払いが後払となり、お支払方法は口座振替払・クレジットカード払・払込票払^(※)・請求書払から選択いただけるようになります。(現金払はご利用いただけません。)

(※) 払込票払は、保険料の払込方法が一括払の場合のみ選択できます。

3 後遺障害保険金と手術保険金の補償が拡大します。

● 後遺障害保険金の支払限度額が、従来は「保険期間中の限度額」でしたが、「1事故あたりの限度額」に変更となります。



● 手術保険金の1事故あたりのお支払い回数が、従来は「1回のみ」でしたが、「複数回」のお支払いが可能となります。



ご注意ください

昨今の保険金のお支払い状況をふまえ補償内容を変更しております。何とぞご了承いただきますようお願い申し上げます。

- 通院保険金の支払限度日数は30日になります。また、ギブス等を常時装着した期間を通院とみなす取扱いを廃止し、実際に通院した日数が支払対象となります。
- 入院保険金・手術保険金の対象期間(保険金の支払対象となる事故発生日からの期間)が1,000日に変更となります。
- 現在のご契約と同一の補償内容・保険金額では引受けができない場合がございます。
- 「運動危険割増」および「特別危険割増」は廃止となります。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

1. 現在のご契約からの主な改定内容(共通)

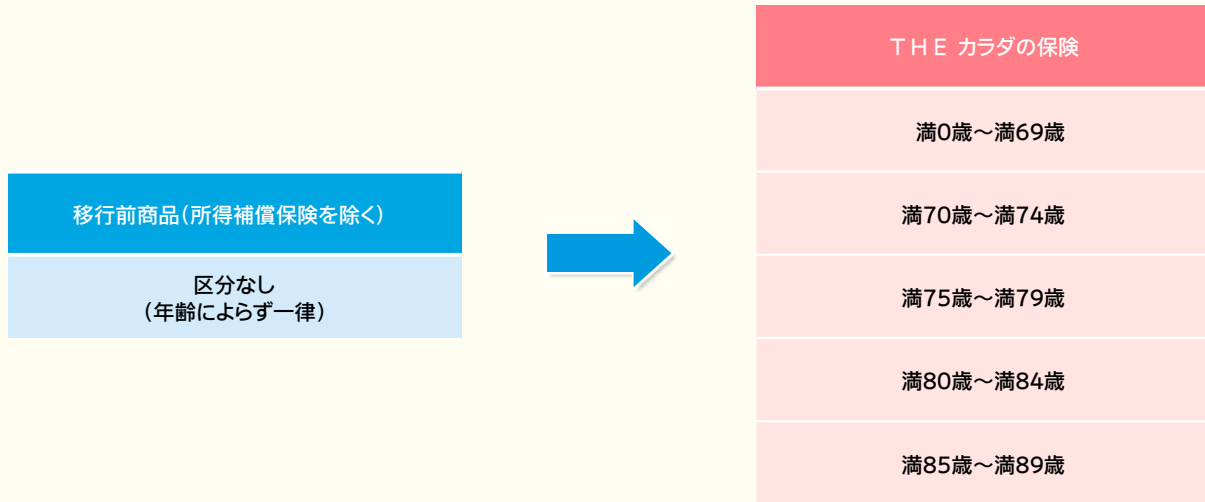
(2) 保険料の改定

1 保険料は職業・職種によらず一律となります。

傷害総合保険および所得補償保険では、お客さまの職業・職種に応じて保険料が異なりましたが「わかりやすさ」と「職業・職種の変更時の手続き簡素化」の観点から、職種級別(傷害:A級・B級、所得:1級~4級)を廃止します。

2 ケガの補償について、年齢のリスク実態に応じた保険料体系に変更します。

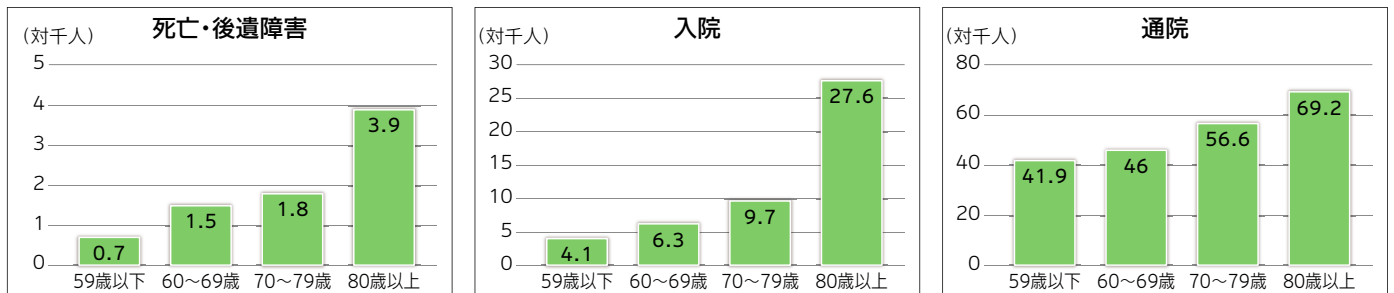
ケガの補償については年齢によらず一律の保険料でしたが、一般的に事故の発生頻度や治療にかかる日数等は年齢により差異があるため、公平性の確保を目的として、年齢別料率(保険始期日時点での年齢により5区分)を導入します。



(注1) ゴルファープランではこれまでどおり年齢区分によらず保険料は一律となります。

(注2) 「所得の補償」については5歳刻みの保険料区分となります。(現在のご契約から保険料区分の変更はありません。)

傷害保険商品において、以下グラフが示すとおり、加齢とともにケガを負うリスクは高まっています。



(注) 補償対象者1,000人に対する被害者数(2013~2017年度の累計値、補償の対象者(本人)について集計)。

出典: 2018年度傷害保険の概況(損害保険料率算出機構発行)

上記 1 2 に加え、直近における全体の保険金のお支払い状況をふまえ保険料改定を行っております。保険料が引上げとなるお客さまにはご負担をおかけすることとなりますが、何とぞご了承いただきますようお願い申し上げます。保険金額の見直し等、ご契約条件の見直しをご希望の場合は、取扱代理店までお申し出ください。

2. 傷害総合保険からの切替え

(1) THE ケガの保険からの切替え



1 傷害・所得プランの特長

■ケガの補償や所得の補償など、身近な危険に備えるプランです。

■「ケガの補償のみ」「ケガ・所得の補償」「所得の補償のみ」の3つの契約パターンからお選びいただけます。

〈引受対象年齢〉

「ケガの補償のみ」・・・満0歳～69歳

「ケガ・所得の補償」「所得の補償のみ」・・・満15歳～69歳^(※)

(※)「所得の補償」の支払対象期間を2年とする場合は満63歳まで

■ケガの補償についてはご家族の補償を追加することも可能です。

(「被保険者の範囲変更特約(傷害条項用)」がセットされます。)

(注)現在のご契約が家族型(家族特約セット)の場合、THE カラダの保険への切替後も家族型でのお引受けとなります。

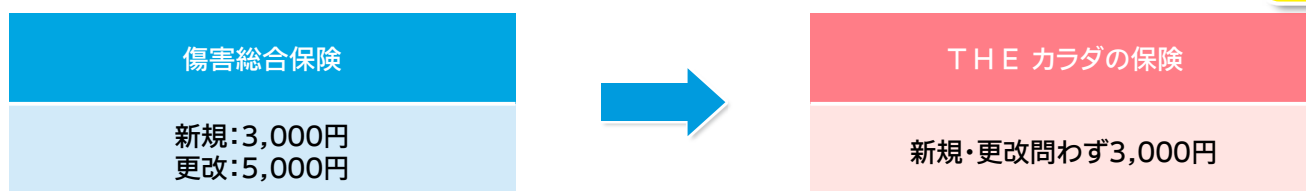
■幅広いリスクに対応した特約のセットが可能です。

- ・ 個人賠償責任特約
- ・ ホールインワン・アルバイトロス費用特約
- ・ 携行品損害特約
- ・ 天災補償特約(傷害条項用) など



2 主な改定内容

通院保険金の引受限度額が変わります。



ケガや病気で働けなくなった場合に得られなくなる所得の補償を追加セットできます。



基本補償として「ケガの補償」のほかに被保険者本人の「所得の補償」を追加することで、ケガや病気で働けなくなったときの収入の減少や治療等の費用をカバーすることができます。

入院はもちろん、自宅療養中で
就業不能^(※1)の場合も補償!

医師の診査は不要^(※2)で
契約の手続きが簡単!

がん、心筋こうそく、脳卒中を
はじめとする病気やケガによる
就業不能^(※1)を補償!

(※1) 精神障害を原因とした就業不能等、一部対象外となる場合があります。

(※2) 告知していただいた内容により、「ご加入いただけない」または「特別な条件付きでのご加入」となる場合があります。

(注) 「所得の補償」の詳細は「ご契約のしおり」および「重要事項等説明書」でご確認ください。

2. 傷害総合保険からの切替え

(2) THE ケガの保険 まも～るプランからの切替え



1 まも～るプランの特長

満70歳から89歳まで加入できます。

- 日常生活を取り巻く様々なリスクに対し備えるシニアの方向けプランです。
- まも～るプラン専用付帯サービス「SOMPO 健康・生活サポートサービス」がご利用いただけます。
- ご希望により追加可能な特約
 - ・ 傷害入院時サポート特約
 - ・ ホールインワン・アルバトロス費用特約 など
- 自動セットされる特約
 - ・ 後遺障害等級限定特約(第1級～第3級)
 - ・ 天災補償特約(傷害条項用)
 - ・ 傷害入院一時金特約 など

2 主な改定内容

年齢別料率が導入されます。(詳細は③ページをご参照ください。)

通院保険金の引受限度額が変わります。



「傷害入院時サポート特約」を新設します。



<補償概要>

まも～るプランにご加入のお客さまがケガにより入院された際、お客さまご自身およびご家族の方が日常生活における不安を解消できるよう、「家事代行サービス」「配食サービス」「退院時贈答品」を利用する費用について補償します。

保険金額	15万円(対象となる費用①～③を合計して、1回の事故につき15万円を限度とします。)	
対象となる費用	①家事代行サービス利用費用	キャッシュレス
	お客さまやご家族の炊事・洗濯・掃除などの家事代行サービスを提供します。	
	②配食サービス利用費用	
		お客さまやご家族が配食サービスを利用することによって、負担した費用をお支払いします。
補償期間	③退院時贈答品費用	キャッシュレス
	退院後のお礼の贈答品をご指定先にお届けします。	
補償期間	入院の原因となった事故日を含めて180日以内(入院中、退院後いずれも可) ただし、「退院時贈答品費用」は、被保険者が5日間以上入院した後に退院をした場合のみお支払いの対象となります。	
利用対象者	被保険者または家族 ^(※) (※)家族とは次のいずれかに該当する方をいいます。 被保険者の配偶者・被保険者の子・被保険者の父母・被保険者の兄弟姉妹	

(注1)「家事代行サービス利用費用」「退院時贈答品費用」については、提携業者のサービスをご利用される場合、その費用を保険会社から提携業者へ直接支払うことが可能ですので、お客さまがキャッシュレスでサービスをご利用いただけます。

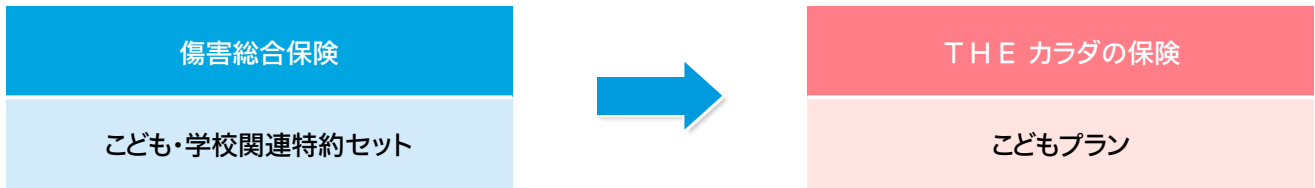
(注2)「家事代行サービス利用費用」については、離島など一部対象外となる地域があります。

(注3)サービスのご利用金額が傷害入院時サポート特約の保険金額を超えた場合、その超過分は、お客さまの負担となります。

2. 傷害総合保険からの切替え

(3) 子ども・学校関連特約^(※)をセットした傷害総合保険からの切替え

(※) 熱中症危険補償特約、育英費用補償特約などをいいます。



1 子どもプランの特長

■ 熱中症リスクや育英費用補償などの特約がセット可能な、学生・子どもに特化したプランです。

■ 以下の(1)または(2)に該当する方にご加入いただけます。

(1) 保険期間の末日において、満23歳未満の方

(2) 学生および生徒で、保険期間の開始日において満70歳未満の方

■ ご希望により追加可能な特約

- ・ 熱中症特約(傷害条項用)
- ・ 育英費用特約
- ・ 天災補償特約(傷害条項用) など

■ 自動セットされる特約

- ・ 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約(傷害条項用) など



2 主な改定内容

一部特約が廃止となります。

- ・ 学業費用補償特約
- ・ 学資費用対象外特約
- ・ 進学費用対象外特約 など

2. 傷害総合保険からの切替え

(4) 役員傷害保険からの切替え



1 役員プランの特長

■ 傷害・所得プランと同様の設計に加え、より高額な保険金額を設定することが可能なプランです。

(注)「契約者=法人」かつ「被保険者=契約者の役員」に限定したプランです。

■ 「ケガの補償のみ」「ケガ・所得の補償」の2つの契約パターンから選択します。

〈引受対象年齢〉

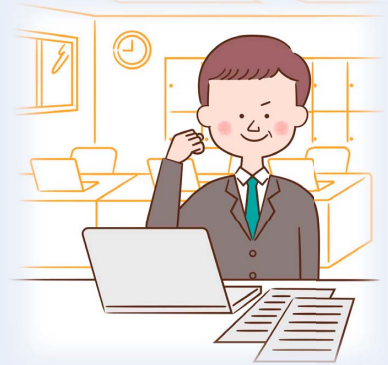
「ケガの補償のみ」・・・満0歳～89歳

「ケガ・所得の補償」・・・満15歳～69歳^(※)

(※)「所得の補償」の支払対象期間を2年とする場合は満63歳まで

■ 幅広いリスクに対応した特約のセットが可能です。

- ・ 個人賠償責任特約
- ・ ホールインワン・アルバイトロス費用特約
- ・ 携行品損害特約
- ・ 天災補償特約(傷害条項用) など



2 主な改定内容

年齢別料率が導入されます。(詳細は③ページをご参照ください。)

死亡保険金・後遺障害保険金の引受限度額が変わります。



ケガや病気で働けなくなった場合に得られなくなる所得の補償を追加セットできます。



基本補償として「ケガの補償」のほかに被保険者本人の「所得の補償」を追加することで、ケガや病気で働けなくなったときの収入の減少や治療等の費用をカバーすることができます。

入院はもちろん、自宅療養中で
就業不能^(※1)の場合も補償!

医師の診査は不要^(※2)で
契約の手続きが簡単!

がん、心筋こうそく、脳卒中を
はじめとする病気やケガによる
就業不能^(※1)を補償!

(※1) 精神障害を原因とした就業不能等、一部対象外となる場合があります。

(※2) 告知していただいた内容により、「ご加入いただけない」または「特別な条件付きでのご加入」となる場合があります。

(注) 「所得の補償」の詳細は「ご契約のしおり」および「重要事項等説明書」でご確認ください。

3. 所得補償保険からの切替え

所得補償保険からの切替え



1 傷害・所得プランの特長

4 ページをご参照ください。

■所得補償保険ではセットできなかった以下の特約も追加可能になります。

- ・ホールインワン・アルバイトロス費用特約
- ・携行品損害特約

など

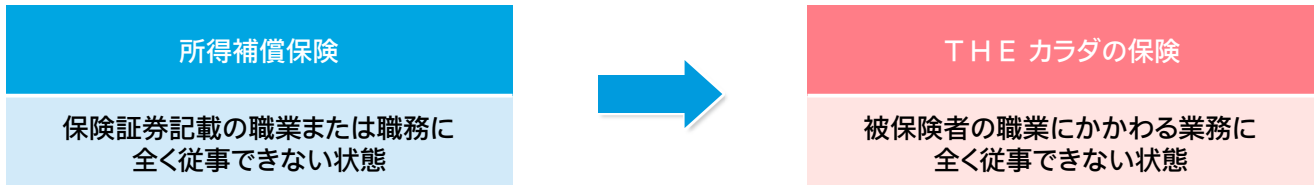


2 主な改定内容

「就業不能」の定義が変わります。



3 ページに記載のとおり職種級別が廃止されることから、「就業不能」の定義が変わります。これにより、職業・職種が変わった場合等の変更手続きは不要となります。



「ケガの補償」を追加セットできます。



基本補償として「ケガの補償」を追加することで、就業不能を伴わないケガについても補償することができます。

また、「ケガの補償」にご家族の補償を追加することが可能です。（「被保険者の範囲変更特約(傷害条項用)」がセットされます。）

「入院初期費用特約」を追加セットできます。



就業不能となり支払対象外期間を超えて入院した場合に、負担した入院初期費用について3万円を限度に補償する「入院初期費用特約(所得補償条項用)」がセット可能になります。

4. 賠償責任保険からの切替え

(1) ゴルファー保険からの切替え



1 ゴルファープランの特長

年齢制限はありません。

■ゴルフ場敷地内における、ゴルフの練習、競技中などの事故に補償を限定したプランです。

■ご希望により追加可能な特約

- ・ゴルフ中賠償責任特約
- ・ホールインワン・アルバトロス費用特約
- ・ゴルフ用品損害特約

など

■自動セットされる特約

- ・ゴルフ中傷害特約

など



2 主な改定内容

「家族型」の取扱いがなくなり、「本人型」の引受けのみになります。



家族特約をセットしている契約については、被保険者毎のご契約手続きが必要となります。

(ゴルフ中の補償に限定せず日常生活上のリスクを幅広くカバーできる傷害・所得プランの家族型に切り替えることも可能です。傷害・所得プランについては④ページをご参照ください。)

「ケガの補償」が必須となり、補償内容が改定されます。

- ・現在のご契約でゴルファー自身のケガを補償対象としていない場合、「ケガの補償」の追加が必要となります。
- ・手術保険金の補償が追加されます。(入院保険金を設定している場合)
- ・入院保険金および通院保険金について、保険金日額の任意設定が可能となります。

保険期間は最長1年までになり、1年超の引受けは不可となります。

「ゴルフ用品損害特約」が改定されます。

引受限度額が50万円となり、時価払から修理費用または再調達価額での支払いとなります。

示談交渉サービスがご利用いただけます。



日本国内において発生した「ゴルフ中賠償責任特約」のお支払い対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

「ゴルフ中賠償責任特約」の補償範囲が拡大します。

ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート自体の損壊に起因する賠償事故も補償対象となります。

(注)現在のご契約の保険期間が2021年1月1日以降に開始している場合は、現在のご契約でも補償されている内容です。

4. 賠償責任保険からの切替え

(2) 車いす利用者総合補償保険からの切替え



1 車いす利用者プランの特長

年齢制限はありません。

- 本人や補助者などの賠償責任も対象となる車いす利用中のリスクに特化したプランです。
現在損保ジャパンの車いす利用者総合補償保険契約からの移行契約のみお引き受けできます。
(新規契約や他契約からの切替えはできません。)

■ ご希望により追加可能な特約

- ・ 傷害見舞費用特約
- ・ 介添者緊急雇入費用特約
- ・ 携行品損害特約

など

■ 自動セットされる特約

- ・ 車いす利用者賠償責任特約

など



2 主な改定内容

年齢別料率が導入されます。(詳細は③ページをご参照ください。)

「ケガの補償」が必須となります。

現在のご契約で車いす利用者のケガを補償対象としていない場合、「ケガの補償」の追加が必要となります。

保険期間は最長1年までになり、1年超の引受けは不可となります。

示談交渉サービスがご利用いただけます。

New

日本国内において発生した「車いす利用者賠償責任特約」のお支払い対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

「車いす利用者賠償責任特約」の補償範囲が拡大します。

誤って線路に立ち入ったことなどによる電車等の運行遅延に起因する賠償事故も補償対象となります。

(注) 現在のご契約の保険期間が2021年1月1日以降に開始している場合は、現在のご契約でも補償されている内容です。

5. 各特約の主な改定内容

1 「個人賠償責任特約」の補償範囲が拡大します。

以下に起因する賠償事故も補償対象となります。

- ・ 受託品の損壊または盗取(置き忘れ、紛失、漁具および100万円を超える物の損害等は除きます。)
- ・ 誤って線路に立ち入ったことなどによる電車等の運行遅延
- ・ ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート自体の損壊

(注) 現在のご契約の保険期間が2021年1月1日以降に開始している場合は、現在のご契約でも補償されている内容です。



2 「携行品損害特約」の自己負担額、補償範囲が変更となります。

「携行品損害特約」の自己負担額が一律5,000円となります。また、「漁具」が補償対象外となります。



3 「ホールインワン・アルバトロス費用特約」の引受限度額が変わります。

保険金額の上限が、新規・更改を問わず50万円になります。



4 新設特約がセット可能になります。

手術保険金の支払倍率を変更する「手術保険金倍率変更特約」「重大手術保険金倍率変更特約」のセットが可能になります。(まも～るプランおよび車いす利用者プランを除きます。)

特約をセットされた場合、入院中は入院保険金日額の20倍、入院中以外は5倍、重大手術は40倍を手術保険金としてお支払いします。

5 一部の特約が廃止となります。

商品のわかりやすさの観点から特約ラインナップを見直し、次の特約の販売を終了します。

- ・ 就業中の危険対象外特約
- ・ 緊急費用補償特約 など



このご案内は傷害総合保険、所得補償保険および賠償責任保険からT H E カラダの保険(個人用傷害所得総合保険)への切替えに際してご注意いただきたい事項とT H E カラダの保険(個人用傷害所得総合保険)の概要を記載したものです。
詳しい内容については「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」でご確認ください。



SOMPO

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先